

東大阪市第3期地域福祉計画

概要版

平成21年3月

東大阪市

計画策定の背景

「地域福祉」とは、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。暮らしの安心のためには、自ら備える「自助」、地域等でお互いに助けあう「共助」、公的な福祉サービス等による「公助」の3つの視点が必要です。第一には高齢者や障害者などを支える公的な福祉サービス「公助」の充実が重要ですが、地域福祉は、「公助」のみでは十分にカバーできない領域に向け、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を地域を基盤として包み込み、支えていく「共助」のしくみをつくっていくものです。

「地域福祉計画」は、このしくみづくりの道筋を示すための計画です。

社会背景

- ◆ わが国では現在、少子高齢化の進行、核家族化、ライフスタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化など、社会情勢が大きく変化しています。
- ◆ 社会福祉の基本的な考え方が、従来の「措置」から「契約」へ、「供給者主体」から「利用者主体」へと大きく転換しました。誰もが個人の尊厳を尊重され、地域の中でその人らしい生活を送ることができるための基盤を整備することが、福祉制度の大きな目標となっています。
- ◆ 前回の計画策定以降、新たな社会環境における福祉制度として、介護保険制度の改正、障害者自立支援制度の導入など様々な見直しが進められ、また、次世代育成支援対策推進法の制定もありました。

国、大阪府では

- ◆ 国においては、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告（平成20年3月）が出され、制度の狭間など、公的サービスのみでは現状・ニーズに十分な対応が難しい人々への支援を一層進めていくこと、「地域における新たな支え合い（共助）」の確立に向けた取り組みなど、地域福祉の一層の展開に向けた基本的な方針が示されました。
- ◆ 大阪府においては、第2期地域福祉支援計画を平成20年度に策定し、今後の地域福祉の姿を提示してその実現に向けて地域・市町村の地域福祉の推進を計画的に支援することとしています。

本市の取り組み

- ◆ 基礎自治体として、地域住民に最も身近な行政である市町村の果たすべき役割は重要であり、本市では昭和63年に第1期の「東大阪市地域福祉計画」を策定しました。また、その後の社会情勢等もふまえ、平成16～20年度を計画期間とする「東大阪市新地域福祉計画」を策定し、地域福祉にかかる施策を推進してきました。
- ◆ 本市は平成17年に中核市に移行し、事務の内容や財源に変化が生まれ、地域住民、社会福祉にかかる事業者等と連携を深めて、本市独自の施策の展開を図っており、住民により近く、総合的な行政運営を目指しているところです。本市における地域福祉の取り組みをさらに推進していくために、計画の総合的な見直しを行い、新たな計画を策定するものです。

基本理念

本計画の理念を次のように設定します。本理念はまた、『東大阪市第2次総合計画』の基本理念「人尊尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を、地域福祉の観点から表すものです。

すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現

すべての人の個性の尊重

- ✓ 市民一人ひとりがサービスの利用者であり、また、支援者でもあります。市民一人ひとりが地域づくりの主体です。一人ひとりの能力を引き出し、個々の自己実現を目指していきます。
- ✓ 地域の中の社会福祉事業者、企業市民、ボランティア、市民団体、NPO、教育機関、医療・保健機関等も、すべて地域福祉の主体です。
- ✓ すべての人の人権の侵害を許さず、年齢・性別・国籍・心身の状況・社会的な立場など、それぞれの違いにかかわらず個人としての尊厳が守られ、本人の意思が尊重され、また相手の意思を尊重し、相手の尊厳を守ります。

あるべき地域像

- ✓ 地域は、住民の生活の場であり、住民の活動拠点となるべき場です。身近な生活範囲の中で、安心して暮らせるサービス基盤や情報の提供があり、相談にも対応してもらえる、長く住み続けられる環境のある地域をつくりま

支えあい、共に生きる

- ✓ 個人ができることは必ずあります。ですからその力を活かして、支えられる立場だけでなく、時には支える立場となり支援に参加することが必要です。このような助け合いと連帯意識の醸成が必要不可欠です。
- ✓ 人は、人と人のつながりの中で生きています。ソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション、多世代交流、男女共同参画、多文化交流といった理念のもとに、互いの立場を思いやり、住民相互のつながりを強めるよう影響を与えあいながら、社会的援護を必要とする人々も包み込み（積極的共存）、誰もが自分らしく生きていることを確認できる共生の地域をつくりま

安心と活力の福祉コミュニティの実現

- ✓ 福祉コミュニティとは、社会的援護を必要とする人々が、地域の中で孤立や孤独感をもたないように、当事者・家族やボランティア及び社会福祉関係者が中心となって、地域の方々と豊かな交流が図れるように働きかけ、地域としての連帯意識を高めることをめざしたコミュニティです。
- ✓ すべての人々が、助けあい、生活を支える環境が整うことによる安心感をもつことが重要であり、福祉を軸とする人と人とのつながりや支えあい、ひとりの不幸も見逃さない地域社会づくり・ひとづくりが必要不可欠です。
- ✓ また、住民相互の支え合いの構築とともに、新しい産業の創出など地域の活力づくりや、企業等の関わりによる地域との生活支援のためのネットワークを強化し、安心と安全のセーフティネットづくりを目指します。

施策の展開

サービス利用がしやすいしくみづくり

誰もが安心して地域で暮らすことができるよう、地域福祉に関わる方々、行政、社会福祉協議会、各種の専門機関、事業者等が連携して、身近な相談窓口の充実などサービス利用がしやすいしくみづくりに取り組みます。

身近な相談窓口

- 福祉事務所や保健センターをはじめ分野別の相談対応を行っている窓口において、相談窓口の機能を強化します。
- 高齢者、障害者、子育て中の方、外国籍の住民等が身近に相談できる窓口の情報提供、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動について、周知の強化を図ります。

※コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域において援護を必要とする方やその家族からの相談に応じたり、地域と関係機関、専門的な相談先をつなぐ役割を果たします。また、地域における福祉課題を把握し、援護を必要とする方を総合的に支援するなど、地域福祉活動のネットワークづくりを行います。

小地域ネットワーク活動

- 行政と社会福祉協議会が連携して、住民による主体的な組織を支援します。
- 校区福祉委員会の協力のもと、個別援助・グループ援助活動をより一層充実させていきます。関係機関と連携しながら、介護予防事業などの健康づくりや災害時の支援体制づくりなど、取り組みの多様な展開を図ります。
- 地域との連携を強化し、地域の特性に応じた活動を企画・推進し、地域活動の活発化を図ります。

サービスから漏れる対象になりやすい人等への対応と権利擁護

- 地域の人材や施設などの資源を有効に活用しながら、重層的なセーフティネットの充実を図ります。
- 近隣住民による支え合いの強化を通じて、小地域ネットワーク活動などにつなげていきます。
- 外国語による情報提供や相談の機会の拡充など、外国籍住民への情報提供・相談対応を充実します。
- ホームレスに対して、地域住民への配慮をしつつ、住宅への入居や医療面でのケアなどの相談支援を行っていくことにより自立を促進します。
- サービス利用者等からの苦情に対する適切な解決を図るために、福祉サービスを提供する機関において苦情解決体制があることを市民に周知していきます。
- 日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知・啓発、基盤整備を通じて権利擁護の強化を図ります。

地域における福祉環境・基盤づくり

地域福祉活動を推進するためのネットワークづくりやバリアフリー環境の整備などによる外出支援、災害時における要援護者の支援など、地域における福祉環境・基盤づくりに取り組みます。

地域福祉ネットワーク

- CSWや社会福祉協議会の地域担当職員が協働して、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などの地域の方や関係機関と連携を図り、「（仮称）地域福祉ネットワーク推進会議」を設置し、定期的に会議を開催します。
- CSWの専門的な相談への対応やネットワーク推進のため、研修の機会を増やすなどにより、一層の専門性の向上を図ります。
- 地域福祉活動における各圏域とその役割を明確にし、ネットワークづくりにより地域福祉を推進します。

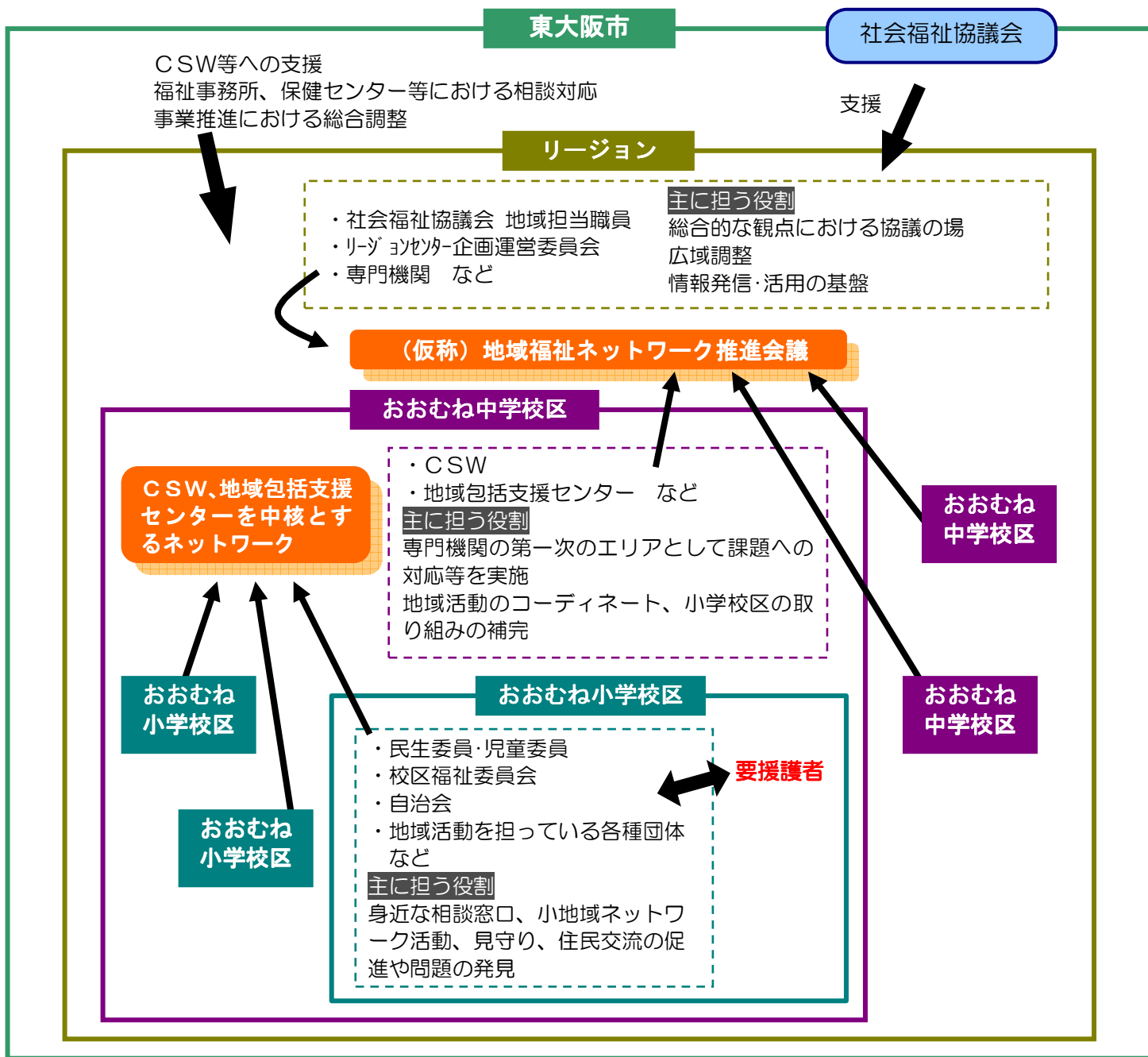
外出支援

- 福祉教育を推進することによって、心のバリアフリー化を図ります。
- 「交通バリアフリー基本構想【全体構想】」に基づき、引き続き、引き続き、歩道の設置や改良、点字ブロックの設置など、交通バリアフリー環境の整備に努めます。
- 公共施設や日常生活で利用する施設などのバリアフリー情報についてのガイドマップの作成など、情報発信に努めます。
- まちの駐車違反や歩道においてあふれる放置自転車など、歩行者の妨げとなる行為を減らし、安全で快適な歩行空間づくりを進めます。
- 高齢者や障害者などの移動困難者に対してどのような取り組みができるか、交通手段確保に関する庁内検討委員会を設置し、検討を進めていきます。
- 制度の情報提供や交流の機会づくりなどを通じて、福祉有償運送団体拡大への環境づくりを図ります。

災害時の要援護者支援

- 地域の方や要援護者への防災関連情報の伝達方法とその体制の整備に努めます。
- 災害時要援護者登録制度の周知と、未登録の要援護者の登録勧奨を進めます。
- 市内の社会福祉施設等と福祉避難所についての協定を締結し、福祉避難所の確保に努めます。
- 特に支援を必要とする要援護者の避難支援プランの作成について、地域と関係機関との調整を図り、避難支援プラン（個別計画）作成に向けた環境を整備します。
- 人工透析等の医療処置や投薬が不可欠な要援護者に対し、必要な情報提供と避難所でのケア体制の確立に努めます。
- 災害ボランティアやボランティアリーダーの育成、災害時にボランティア活動を担う福祉関係団体等との連携を図ります。

＜地域福祉ネットワークの概念図＞



活動拠点、地域情報の発信、安全と安心の確保

- 空き教室や空き店舗などの有効活用、地域福祉活動や市民活動の拠点となる施設の設置検討などを行います。
- 行政や社会福祉協議会が中心となって地域福祉に関する情報を集約し、情報発信機能の強化を図ります。
- 地域や警察などとの連携を強化し、防犯のまちづくりへの取り組みを強化します。
- 地域や消費者団体の協力を得て、講座など市民への啓発活動や広報を強化し、消費者の権利擁護に努めます。

行政の支援体制

- 社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査を適正に実施することにより、質の高い福祉サービスの提供につなげていきます。
- 行政や社会福祉協議会の地域担当職員が、連携会議や地域主催の会議等の場に積極的に参画するなど、地域との意思疎通を図り、地域の福祉活動についての連携を強化していきます。
- 市が実施している事務事業について評価を適正に行い、地域福祉を推進する上で、メリハリのある財政的支援を行っていきます。
- 行政内部の職員で構成する福祉推進委員の積極的な活用を図るとともに、地域の協力を必要とする事業については、関係部局が相互に連携を強化し、地域の負担が軽減されるよう調整を進めます。

地域福祉の担い手づくり

地域福祉に貢献されている民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取り組みを推進するとともに、ボランティア活動やNPOなどの団体活動の促進を図っていきます。また、地域福祉についての関心を深めるための福祉教育を充実していきます。

ボランティア、NPO等の活動

- 団体や住民間の交流や連携を図っていく場として、地域福祉のプラットフォーム（みんなが会う場）としての機能を充実させ、地域福祉活動を推進する基盤づくりに努めます。
- 若年層や勤労者層、特に今後、地域における活動の大きな力となり得る団塊世代など多様な層の人々に働きかけ、活動の担い手を育成していくための方策を実施します。
- 幅広い層の人々がボランティア・NPOに対する興味や関心を持てるような取り組みの機会をさらに充実させます。
- ボランティア団体、NPOに対して、市の助成金だけでなく、各種情報の提供などを通じて、自立し、安定した活動につながるような支援を図ります。
- 学校、企業等も地域福祉の担い手として重要であることから、地域との関わりを深め、一層の交流・連携を図ります。

福祉教育

- 市民一人ひとりの「自助」「共助」「公助」の意識と福祉についての正しい理解の醸成を進めるため、すべての市民に対してライフステージに応じた福祉教育を推進します。
- 次世代の地域福祉の担い手となる子どもたちに対して、学校と地域等の連携・協働を通じた福祉教育の推進を図ります。
- （仮称）「第三次東大阪市生涯学習推進計画」において福祉教育の位置づけを明確にし、地域福祉のあり方やその担い手づくりの重要性について学習する機会を充実します。

計画推進にあたって

計 画 期 間

本計画は、平成21年度から平成25年度の5カ年を計画（実施）期間とします。

計画推進の基本姿勢

本計画を具体的に推進していくにあたっては、以下のような基本的な姿勢で施策の展開に取り組みます。

◆公民協働、パートナーシップの構築

地域福祉は行政だけの取り組みでは十分な推進はできません。計画の展開にあたっては、地域住民、学校、事業者、保健・医療機関、NPOなど、さまざまな主体との協働、パートナーシップの構築に取り組み、信頼関係の醸成を図るとともに、役割分担と協働の考え方のもと、効果的な施策推進を目指します。

◆社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、地域福祉活動の全市的な中核機関です。このため、地域福祉の推進にあたって行政と社会福祉協議会との連携の強化はきわめて重要です。社会福祉協議会とのパートナーシップのさらなる強化に努め、社会福祉協議会の新・地域福祉活動計画との連携のもと、二人三脚で計画の推進を図ります。

◆推進体制の強化と計画の実行性の確保

関係機関等との協働による全市的な取り組みを進め、計画の進捗管理、評価等を適切に実行するために、東大阪市社会福祉審議会において進行管理を行うとともに、計画の進行状況についてホームページ等で公表します。

一方、行政内部の横断的な取り組みを進めるにあたり、東大阪市福祉推進委員会を中心に連携を一層図り、限られた人材・予算の中で計画の効果的な推進に努めます。

また、計画の目標達成に向けて、上記の推進体制のもとでの評価による事業の見直しや新たな事業の検討などを継続して行います。あわせて関係機関等から取り組みに対する意見をいただく機会づくりに努めます。

◆計画の周知

本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、広報紙や市のホームページでの紹介、わかりやすいパンフレットの作成など、幅広く本計画のPRに努めるとともに、市内の関係機関等にもPRの協力を依頼し、市民へのきめ細かい周知を図ります。